

米海兵隊員による強制わいせつ致傷事件に関する抗議決議

去る8月18日午前4時30分頃、那覇市内において、在沖海兵隊員による強制わいせつ致傷事件が発生し、県民に大きな不安と強い衝撃を与えている。

女性に対する強制わいせつ事件は、肉体的・精神的苦痛を与えるだけでなく、人間としての尊厳を蹂躪する極めて悪質な犯罪である。

当該事件は人通りの少ない早朝に行われ、背後から引き倒すなど、卑劣きわまりない行為である。住民の平穏な生活を脅かすものであり、女性をはじめ、県民からは、激しい怒りと憤りが噴出している。

國士の0.6%にすぎない沖縄県は、戦後67年を経たいまもなお、全国の米軍専用施設面積の約74%が集中し、県民は基地から派生する事件・事故などにより、筆舌に尽くしがたい犠牲と過重な負担を強いられている。米軍構成員などによる犯罪件数は、復帰後だけでも5,747件発生している。

北谷町議会は、これまでにも米軍人、軍属等の事件事故が発生するたびに再発防止策、綱紀粛正、教育を徹底するよう強く求めてきたが、またしても今回の卑劣な事件が発生した。米軍基地をかかる本町でもこのような卑劣な犯罪が起こる可能性はあり、断じて容認することはできない。

よって、北谷町議会は町民の生命、財産、安全を守る立場から厳重に抗議するとともに下記事項を実現するよう強く要求する。

記

- 1 加害者に対する厳正な処罰と、被害者への完全補償と心のケアを行うこと。
- 2 実効性のある抜本的な再発防止策を講じること。
- 3 不平等な「日米地位協定」の抜本的見直しを図ること。

以上、決議する。

平成24年9月25日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米国総領事
在日米軍沖縄地域調整官 在沖米海兵隊基地司令官

米海兵隊員による強制わいせつ致傷事件に関する意見書

去る8月18日午前4時30分頃、那覇市内において、在沖海兵隊員による強制わいせつ致傷事件が発生し、県民に大きな不安と強い衝撃を与えている。

女性に対する強制わいせつ事件は、肉体的・精神的苦痛を与えるだけでなく、人間としての尊厳を蹂躪する極めて悪質な犯罪である。

当該事件は人通りの少ない早朝に行われ、背後から引き倒すなど、卑劣きわまりない行為である。住民の平穏な生活を脅かすものであり、女性をはじめ、県民からは、激しい怒りと憤りが噴出している。

国土の0.6%にすぎない沖縄県は、戦後67年を経たいまもなお、全国の米軍専用施設面積の約74%が集中し、県民は基地から派生する事件・事故などにより、筆舌に尽くしがたい犠牲と過重な負担を強いられている。米軍構成員などによる犯罪件数は、復帰後だけでも5,747件発生している。

北谷町議会は、これまでにも米軍人、軍属等の事件事故が発生するたびに再発防止策、綱紀粛正、教育を徹底するよう強く求めてきたが、またしても今回の卑劣な事件が発生した。米軍基地をかかる本町でもこのような卑劣な犯罪が起こる可能性はあり、断じて容認することはできない。

よって、北谷町議会は町民の生命、財産、安全を守る立場から厳重に抗議するとともに下記事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 加害者に対する厳正な処罰と、被害者への完全補償と心のケアを行うこと。
- 2 実効性のある抜本的な再発防止策を講じること。
- 3 不平等な「日米地位協定」の抜本的見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月25日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄防衛局長